

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和7年2月19日（水）②

杉 並 区 議 会

目 次

本会議中の言動への対応について	3
-----------------------	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和7年2月19日(水) 午後6時14分～午後6時37分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 山田 耕平 理事 川原口 宏之 理事 松本 みつひろ	理事 矢口 やすゆき 理事 ひわき 岳 理事 安齊 あきら
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 おおつき 城 一
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事務局長 森 雅之 庶務係長 田口 昌実 担当書記 橘川 敦江	事務局次長 村野 貴弘 議事係長 蓑輪 悦男

(午後 6時14分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《本会議中の言動への対応について》

脇坂理事 本日の本会議中の田中ゆうたろう議員の言動への対応について、午前中の理事会では、各会派に持ち帰って協議をし、改めて理事会の場で協議をすることとなっております。まずは会派から出た意見について報告をお願いしたいと思います。

矢口理事 会派の中でも話し合いました、先ほどお伝えしたとおり、議長のほうから注意があったというところで、我々の会派としては、そこでこの問題は終結しているんじゃないかなと思います。さらに、再開後、議長からまた再度の注意がありましたので、もうこれで我々の会派としては一旦案件としては終結しているというふうに考えております。

以上です。

山田理事 私たちの会派としては、やはりこの間も、田中議員については様々なことが起きていまして、そのたびに議長からの注意もあったと思うんですけども、それが是正をされていかないということで、今回の本会議の後の彼の再質問についても、何ら反省の姿勢も見えていないということで、少し厳しい対応が必要ではないかという意見が出されていまして。

以上です。

ひわき理事 私たちの会派としても、議長から注意をしていただいたということは非常に重要なことだと思っておりますが、それはそれというか、山田理事からも話がありましたけれども、今までも誹謗中傷のような発言を議場でして、問題になったこともありましたので、注意だけではない、きちんとより踏み込んだ対応が必要だというふうに、会派としてはそういう意見であります。

川原口理事 私どもの会派は、今日は、しっかりと議長が、再開した後も注意をしてくれたということもありますので、それでいいかなとは思いますが、これまでも様々、田中ゆうたろう議員の言動、発言については問題ありということで私どもは認識しておりますので、何らかの処分が必要だろうというのが我が会派の意見でございます。

安斉理事 持ち帰って話をしました。うちは議長のほうで、議事整理権の中でしっかりやられていたというふうに判断をしました。再開後も、先ほど自民党さんが言ったように、再度注意をしていますので、それで終わりかなというふうに思っております。

以上です。

松本（み）理事 問題の言動が発生したタイミング、その瞬間もそうですし、また、再開後に当たっても、議長が注意をされたということに関しては、他の理事の皆さんと同じく私たちの会派でも、その対応が非常に適切だったということは認識をしているところです。しかしながら、今回、発言自体の内容というよりは、やはり机をたたくみたいな形に現れる問題行動だったということをつえていけば、やはりある意味において問題の収束を議長一人に負っていただくということではなく、理事会としてだったりとか、議会としてより適切などといいますか、より厳しい対応がやはり必要なのではないかと。今回の事案がきちんとした形で幕引きをすることができないときには、やはりある意味において、ここまではやっても大丈夫なんだという新しい線が引かれてしまう、それは今後の議会運営にとって大きな課題になってしまうのではないかとといった議論を会派の中で経まして、やはり一定のより強い抑止策というのが必要ではないかといった議論しております。

以上です。

脇坂理事 議長から発言の申出がありますので、一言どうぞ。

井口（か）議長 田中ゆうたろう議員に関しては、議長として、個人的にしっかりと注意をしに彼の部屋に行きました。1人で行って、言った、言わないとなるのは嫌ですので、次長も同行していただきまして、きちんと注意しまして、本人も申し訳ございませんでしたということでした。

それとこれに関して、途中で暫時休憩になりましたけれども、さっき区長がゆうたろう議員に抗議文をおっしゃってましたよね。それで御自分の答弁は数秒で終わりましたよね。だったら、私が答弁指名をしたときに、あれだけの数秒で終わるんだったら、何でしなかったのかと、私は非常に疑問に今思っています。

区長部局にそれを事務局から厳密に言っておいていただきたいと思います。

それともう一点、先ほど答弁の順番が、議長経験の方はお分かりでしょうが、議長のところに回ってくるんです。順番でどなたが答弁するか言います。最後、指名しましたけれども、お立ちにならなかった。議場に対して区長部局には非常に危機感がないと思いますよ。これを機会に事務局からしっかりと言っておいていただきたいと思います。

以上です。

脇坂理事 それでは、各会派からの意見を踏まえて協議を進めたいと思いますけれども、まず、この時間に開催をしたということは、午前中も話をしましたけれども、仮に何かしらの処分を考えるとということであれば、日にちがないからということも踏まえて、今日のこの時間に設定したところもあったので、山田理事であったり、ひわき理事であっ

たり、松本理事も含めて、具体的にどういったことを考えていらっしゃるのかということも含めて御意見をいただけたらと思いますけれども。そのたたき台がないと話すこともなくなってしまふという状況なので、お願いいたします。

山田理事 今の段階で理事会で一致ができなかったということで、それを基にこれからどうするかという対応を考えていかなければいけないんですけれども、こういった事態のときに考えられることは懲罰動議ですよ。そういったことについて、会派間の調整をしていきたいかなということは考えているところです。そういったことをもしするに当たっても、特別委員会の設置などの対応も必要になってくると思いますので、それについて、改めてどこで調整を図るのかということも含めて検討していただければありがたいというふうに考えているところです。また、それについても、会派間の調整が必要なことだと思いますので、今日のところどうするかというところはまだ、多くの会派の皆さんと相談をしなければいけないと思っています。

以上です。

ひわき理事 例えばこの理事会の場で一致できるのであれば、何らかの決議、問責決議とか、そういったものは出せば一番いいかなとは思っているんですが、ただ、先ほど各会派のお話を聞いていると意見が分かれているという状況なので、そこはできるのかできないのかぐらいは、今日はお話ができればいいかなと思っていますが、できないのであればどうするかということになりますけれども、まずはそこが一致できる点がないのかなというところなんです、確認できればと思っています。

川原口理事 過去に他の自治体で、議会でやっぱり好ましくない行動を取った議員に対して、議会運営委員会が嚴重注意処分というのを下したというか、与えたというか、ということが事例としてありました。それは議会運営委員会で全会一致なのか、多数決なのかは分かりませんが、そういった処分も考えられるのかなとは思っています。

以上です。

松本（み）理事 今、他の理事からも御指摘があったとおり、議運理事会のメンバーの中で同じ方向を向いているというわけではないということになるんだろうと思っています。

私も付け焼き刃で自治法を少し勉強してきたところなんですけれども、懲罰は134条から始まる第10節のところにありますが、「懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならない。」という規則があるので、8分の1以上の方の発議によって懲罰の動議を進めていくという進め方になるのかなと思っはいるんですけれども、理事会の中で何らかそういった自治法上の懲罰ということではない対応ということが可能なかどうかということについては、こういった機会

を捉えて模索ができたならということも思っていたところではありました。最初の一通り話が出た中でいうと、なかなか難しいのかなと思っているんですけども、というのが今の気持ちです。

脇坂理事 今の御意見を受けて何か御発言はありますか。

安斉理事 いろいろ、うちは議長の注意でいいんじゃないかという話、自民党さんも同じだと思うんですが、その他の会派の人は踏み込んだ対応が必要だろうという話なんですけれども、ちょっともうみんなうちも用事があって、帰っちゃっているんですよ。戻ってこいという話も正直できません。多分集まってもう1回これを会派に持ち帰っても、うちはそういう結論を導いているので、もし8分の1でやられるところがあるんだったら、それを出してもらってやるしかないのかなと思っています。というのは、多分この話は平行線になりますので、全会一致なんていうことは多分ないんだろうなと思っています。ただ、決議とかそういうのはたしか全会一致だよ。理事会の全会一致なので、それはちょっと難しいのかなという、この間の話じゃないですけども。だから、今までの申し合わせ事項の中で決めている内容を逸脱しないで、何かできる範囲があるのであれば、今、松本さんが言った8分の1でやるというルールに基づいた話というのはありなのかなというふうに。私がそれに賛同するとか、賛同しないというのは別物ですよ、お聞きをされていてありなのかなというふうには、感想としては思いましたので、一応そこだけ。多分今日はまとまらないと思いますのでという話でございます。

以上です。

川原口理事 私も安斉さんと同じで、今日ここで何時間議論しても結論は出ないと思います。なので、ここの理事会で議論はしたけれども、結論が出なかったという結論でいいのかなというふうに僕は思っています。

以上です。

矢口理事 私も今、安斉理事、川原口理事と同じ意見です。我々、私たち自民党も、無所属・都民ファーストさんも多分変わらないので、これはやっても平行線になる。8分の1で発議できるということなんですけれども、懲罰動議自体は今日含めて3日間ということなので、もし発議される場合は、あさってまでにやるということですか。それを手続論だけ。

脇坂理事 事務局に手続として確認をさせてください。

議事係長 懲罰動議を本日を含めて3日間というのは、議長に対して、先ほど8分の1の連名で動議を出すというのが基本的な規定になります。実際本会議については、できるだけ早くといいますか、期限めいたものはないんですけども、その動議を受けて議題とする

というのが流れになろうかと思えます。そこについての期限は規定上はございません。ただ、速やかにという考え方はございます。その場合は、動議が出た段階で、委員会付託を必須といいますか、付託省略はできないという形ですので、懲罰を審議する特別委員会をつくるのか、出すのであれば、委員の構成とかもあらかじめ内定しておく必要があるということになるかと思えます。

以上です。

脇坂理事 仮に決議という場合ですと、いかがですか。

議事係長 任意の決議ということですと、議員提出議案ということであれば、先日も御議論がありました。今現在ですと1人でも出せるという形になります。ですので、それを本会議をどこかで開いて、議決するという流れにはなるかと思えます。委員会のほうは、付託省略になれば、本会議だけで終わるという形になります。

以上です。

脇坂理事 技術論としては可能であっても、先ほど来少しお話が出ていますけれども、理事会ルートがあるのかどうなのかということを重ねていきたいと思います。この前この会の中では合意をしたというところがありますので、今はまだ前段の情報の整理という段階でございますので、それを踏まえて、一旦今の状況ですと、理事会として決議を上げていこうという話にはならないという状況は皆さんも御理解したと思いますので、それを踏まえて、今後どうしていくかということ、御提案がある場合はそれを聞かせていただくということになろうかなというふうに思います。

安斉理事 8分の1で懲罰という話に進んだときに、申出を議長にしますよね。その後、特別委員会を開いてという話になるということをおっしゃっていたんですけれども、それは会期中に全部終わるという理解なんですか。ちょっとそこを取りあえず聞かせてもらっていいですか。

議事係長 一応その定例会で起きた事案ですので、基本はその会期中に何らか、委員会で審査して、法定で懲罰の種類が4つありますけれども、何に該当するのかということを決めて本会議で議決するという流れを定例会中に行うことは一応想定はされております。

安斉理事 今のお話を聞くと、多分会期を延長しないと、その会期中では難しいのかなというふうに思いますよね。今日も皆さん、超過勤務をやられていて、あれなんですけれども、やるとすれば、集中的に審議をやって、上げるというのもあるんですけれども、そうはいっても、ワーク・ライフ・バランスというのもあるから、そういうのを加味した日程というのをやっぱり組まないと、幾ら議会だといっても、やっぱり働いている方がいるというのは、私は労働組合の出身だから、考えながらやらないとというのはある

ので、日程を含めてちょっとこれは検討が必要なのかなというふうには、もしそういうステージに進むのであれば、日程を含めて少しは考えないと、深夜までやってどうだこうだとか、ちょっとそこは避けなきゃいけないのかなとは私は思いましたね。私の私的な意見ですけれども、そういう話ですと、やっぱりその日程というのは、職員のこともありますから、少し考えないといけないのかなと思いました。

山田理事 確かに杉並区議会では前例がないことですので、懲罰動議ということを出した場合に、様々な検討を要する事項があると思うんですけれども、やはり規定がないからやらないというよりは、起きた事実に基づいてどう対処するのかということは考える必要があるのかなというふうに思っています。

あと豊島区議会で、閉会中にたしかやっているケースがあると思うんです。私は延ばすことが正しいとは思わないんですけれども、そういうケースも議会によってはあるようです。

あと特別委員会の設置というところについては、本会議を開いて、恐らく懲罰に関する特別委員会みたいなものを、過半数が賛同しなければ通らないと思うんですけれども、そういうことを設置するという方法になるんですよね。それがもし否決されるようなケースの場合は、先ほど皆さんに調べていただいたところによると、常任委員会での対応も可能というような話もあるようなんですけれども、ちょっといろいろ検討することもあるとは思いますが、そういうことについては、私は比較的、今まで前例がなかったからやらないんじゃないかと、そういうのは検討する必要もあるのかなというふうに思っています。というのも、以前、1年前ぐらいですか、川原口理事が、この理事会の場でもいろいろとこういうケースはどうなんですかという話をばあっと聞いてもらったことがあって、非常に参考になったんですけれども、やはりそういうことも過去の理事会で議題になっていますので、そのあたりについては少し考える必要があるのかなというふうには思っています。

松本（み）理事 今の山田理事のお話の中にもあった段取りを少し細かく確認していきたいなと思ったんですけれども、懲罰動議が提出されましたと、それを議長が3日以内に受ける、受理するというのがこの動議の審査が進んでいく前提条件だということまでは理解をしました。その後、特別委員会を設置するということになったときに、特別委員会の構成メンバーであったりとか、人数とか、そういったことを誰かが決めないといけないと思うんですけれども、それを決める会議体であったりとか、決定者というのは誰になるのかということ、また今お話があったとおり、特別委員会をこういう内容で提案しようということで、本会議を招集して、本会議で議決をする。議決をした上で動議

が付託をされて、この日程の中の、定例会中にやるのであれば、定例会中のどこかで日程をつくって、特別委員会で審議をしていくということになっていくというのが全体のプロセスになるという理解でよろしいですか。

議事係長 ただいまの御質問ですが、特別委員会を確かに設置して審議するというところが多いといいますか、通例だというふうに解説などには書いてございます。委員の構成につきましては、うちの区でいえば、ここの理事会であるとか、議運で各会派協議の上、案をつくって、本会議でその設置について議決するというような流れになるかと思いません。日程につきましても、前回の定例会、今現在、理事会、議運で調整、追加の日程等が出てきた場合、どこに入れていくのか、あるいは会期延長が必要なのか、全体の議会の日程調整については、この理事会、議運で検討するというような流れになるのかなと思っております。

以上です。

脇坂理事 まだ未確定だと思うんですけども、恐らく毎年この時期は追加議案が出てくる可能性があると思っておりますので、本来的には、最終日まで本会議はないですけども、その前に一度本会議が恐らく2月の末には入ることにはなろうかというふうに思っておりますので、もしそういう話があるのであれば、その日程の部分というのは一つ目安になってくるのかなというふうには考えます。

ほかにございますか。――では、ないようでしたら、御対応を検討されていらっしゃる会派のほうで、改めて御提案をいただいた上で、どういう形が――先ほど安斉理事もお話をされていたように、この定例会の中での運用が現実的に対応可能なのか、閉会中にやるのかというようなアイデアもありましたけれども、そういったことも含めた上で御提案を聞かせていただくことにしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのように対応することといたします。

日程は以上ですが、ほかになにかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午後 6時37分 閉会)